

第四十八号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の三十の四の項中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同表の三十の五の項中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改める。

附 則

この条例は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）の施行の日から施行する。

提案理由

薬事法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。